



栃木県公報

平成23年
9月30日(金)
号外
第91号

目次

規 則

- とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例及び議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定…………… 1
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事
業者の指定等に関する規則の一部改正…………… 1
- 建築基準法施行細則の一部改正…………… 2

告 示

- 競争入札参加者資格等の一部改正…………… 3

規 則

栃木県規則第四十三号

とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

栃木県知事 福田 富一

とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十三年栃木県条例第二十五号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十三年十月一日とする。

栃木県規則第四十四号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

栃木県知事 福田 富一

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年栃木県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号付表一中「居宅介護・重度訪問介護・行動援護事業所等」を「居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所」に

居宅介護【身体介護（身体介護・通院介助）・家事援助等（家事援助・通院介助）・乗降介助】
重度訪問介護・行動援護

を

居宅介護【身体介護（身体介護・通院介助）・家事援助等（家事援助・通院介助）・乗降介助】
重度訪問介護・同行援護・行動援護

に

重度訪問介護	特 定 無 し ・ 加 算 対 象 者 以 外	を
--------	-------------------------	---

重度訪問介護	特 定 無 し ・ 加 算 対 象 者 以 外	を
同行援護	特 定 無 し ・ 身 体 障 害 者 ・ 障 害 児	

必、同様式を第1-11号

居宅介護【身体介護（身体介護・通院介助）・家事援助等（家事援助・通院介助）・乗降介助】 重度訪問介護・行動援護	を
--	---

居宅介護【身体介護（身体介護・通院介助）・家事援助等（家事援助・通院介助）・乗降介助】 重度訪問介護・同行援護・行動援護	を
---	---

重度訪問介護	特 定 無 し ・ 加 算 対 象 者 以 外	を
--------	-------------------------	---

重度訪問介護	特 定 無 し ・ 加 算 対 象 者 以 外	を
同行援護	特 定 無 し ・ 身 体 障 害 者 ・ 障 害 児	

必る。

別記様式第14号を

重度訪問介護		1 新規 2 変更 3 終了			を
--------	--	----------------	--	--	---

重度訪問介護		1 新規 2 変更 3 終了			を
同行援護		1 新規 2 変更 3 終了			

別 紙 の と お り	を
-------------	---

知 事 が 別 に 定 め る 書 類	を必る
---------------------	-----

同様式備考5中「（別紙1）「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる」を「知事が別に定める」に改め、同様式（別紙1）から（別紙十四）中を記す。

附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

（陸奥国社議）

栃木県規則第四十五号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

栃木県知事 福 田 信 一

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和三十三年栃木県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「尿尿浄化槽仕様書」を「浄化槽仕様書」に改める。

第十六条第二項中「道路位置変更許可申請書」を「道路位置変更申請書」に、「道路位置廃止許可申請書」を「道路位置廃止申請書」に改める。

第二十一条の二の表一の項中「西方町」を削る。

別記様式第二号の二中「尿尿浄化槽仕様書」を「浄化槽仕様書」と、「型式認定尿尿浄化槽」を「浄化槽法（昭和58年法律第43号）第13条第1項又は第2項の規定による型式の認定を受けた浄化槽」と

「その他（昭和55年建設省告示第1292号 第（ ））」を

「その他（（ ））」と、「当該尿尿浄化槽」を「当該浄化槽」と、「尿尿浄化槽工事」を「浄化槽工事」と、「尿尿浄化槽の」を「浄化槽の」と改める。

別記様式第六号正本中「道路位置（指定、変更許可、廃止許可）申請書」を「道路位置（指定、変更、廃止）申請書」と、「変更許可、廃止許可」を「変更、廃止」を」と

栃木県告示第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
----------	-------	-----	-------	--

栃木県告示第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
栃木県収入証紙貼付欄（消印はしないでください。）				

改め、同様式副本中「道路位置（指定、変更許可、廃止許可）書」を「道路位置（指定、変更指定、廃止）書」と、「道路位置（指定、変更許可、廃止許可）については」を「道路の位置の（指定、変更、廃止）については」と、「変更許可、廃止許可」を「変更指定、廃止」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。
- この規則の施行前に改正前の建築基準法施行細則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(建築課)

告 示

栃木県告示第五百五号

競争入札参加者資格等（平成八年栃木県告示第百五号）の一部を次のように改正し、その有効期間が平成二十四年一月一日以後に開始する一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格に係る決定について適用する。

平成二十三年九月三十日

栃木県知事 福田 富一

第二中「競争入札に参加できる者」を「入札参加資格の決定」に、「競争入札に参加することができる」を「競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を得ようとする」に、「を受けている者で、競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）」を「のほか、入札参加資格」に、「第三による決定を受けた」を「知事の決定を受けなければならない。この場合において、入札参加資格の有効期間（以下「有効期間」という。）は、第九のとおりとし、入札参加資格は、その更新の決定（以下「更新決定」という。）を受けなければ、有効期間の経過によって、その効力を失う」に改める。

第三中「第三 入札参加資格の決定」を「第三 資格決定の審査」に、「入札参加資格の決定は」を「第二による知事の決定（更新決定を含む。以下「資格決定」という。）は」に改める。

第四の一中「入札参加資格を得よう」を「資格決定を受けよう」に改め、第四の二を次のように改める。

一 申請書の提出は、随時行うことができる。ただし、更新決定に係る申請書の提出については、有効期間

の満了の日の属する年の十一月一日から同月末日までの間に行わなければならない。

第四の四の1中「第四の三の2」を「三の1」に改め、第四の五中「申請書の提出」を「更新決定に係る申請」に改め、「現に入札参加資格を有する者が申請をする場合限り」を削り、第四の七中「第四の」を削る。

第七の三中「第七の」を削る。

第九を次のように改める。

第九 有効期間

有効期間は、資格決定の日から同日の属する年の翌々年の十二月三十一日までとする。ただし、更新決定に係る有効期間については、従前の有効期間の満了の日の翌日から同日の属する年の翌々年の十二月三十一日までとする。

(会計局会計課)